

国民スポーツ大会における「ふるさと選手制度」についての説明

1 ふるさと選手制度の概要

- (1) 成年種別に出場する選手は、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
(ア)居住地を示す現住所、 (イ)勤務地、 (ウ)「ふるさと」
- (2) 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- (3) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- (4) 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- (5) 「ふるさと選手制度」の利用については、原則1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

2 ふるさと選手制度の留意点

- (1) 成年の部に参加する全選手が対象。（大学生を含む）
- (2) 社会人は、居住地、勤務地、「ふるさと」の中から参加都道府県を選択する。
- (3) 大学生は、居住地か「ふるさと」を参加都道府県に選択する。
大学所在地の選択肢はない。
- (4) 「ふるさと選手制度」は、国民スポーツ大会に限って適用する制度であり、日本学生陸上競技連合（以下「日本学連」）や日本陸上競技連盟（以下「日本陸連」）の登録ルールとはまったく別のものである。従って、各都道府県陸上競技協会への登録（以下「登録陸協」）については従来通り行うこと。

<例> ○社会人 ●登録陸協 … 埼玉
①居住地 … 東京
②勤務地 … 埼玉
③ふるさと（卒業高等学校） … 福岡
④ふるさと（卒業中学校） … 熊本
⑤ふるさと（卒業小学校） … 大分
※③・④・⑤の場合、ふるさと選手制度申請が必要

○大学生 ●登録陸協 … 福岡
①居住地 … 東京
②ふるさと（卒業高等学校） … 福岡
③ふるさと（卒業中学校） … 熊本
④ふるさと（卒業小学校） … 大分
※②・③・④の場合、ふるさと選手制度申請が必要
（登録陸協が福岡でも、【福岡】から出場する場合は、ふるさと登録が必要）

3 ふるさと選手制度申請方法

- (1) 国スポ選手に選出された場合、出場の意志がある者は、選考会申し込みまでに「ふるさと登録届」に必要事項を記入の上、福岡陸協に提出すること。
- (2) 上記の例に示したとおり、大学生で登録陸協が福岡でも、居住地が福岡県以外の者はすべて「ふるさと登録」の対象になるので、間違いの無いよう手続きをすること。
手続き未了の場合は、国スポ選手選考から除外される。
- (3) 不明な点は、福岡陸協事務局へ問い合わせること。